

JAS規格の見直し及び確認について

平成29年7月

農林水産省
食料産業局

○ JAS規格については、次の考え方により見直しの要否を検討し、「JAS規格の制定・見直しの基準」(平成24年2月24日農林物資規格調査会決定)により見直し内容の妥当性を判断しているところ。

- 生産、取引、消費の安定性や予見可能性の観点から、**必要不可欠な見直しに限定**
- 必要不可欠な見直しとは、例えば、**強制法規や国際的な規格の動向との整合性確保、新たな科学的知見や技術の進展への対応に必要な事項**などを想定。さらに、**特色規格にあつては、規格の意義・効果の発揮・強化に必要な事項**も想定
- 見直しの要否の検討に当たっては、見直しのニーズ・シーズは生産、取引、消費の現場に集積すると考えられることから、**現場の関係者に対するアンケートやヒアリングを重視**

1 改正を行うJAS規格

(1) 飲食料品

- ① 炭酸飲料 ② 豆乳類 ③ 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰 ④ 煮干魚類
- ⑤ にんじんジュース及びにんじんミックスジュース ⑥ りんごストレートピュアジュース

(2) 林産物

- ① 合板 ② 集成材 ③ 単板積層材

2 確認を行うJAS規格

(1) 飲食料品

- ① 水産物缶詰及び水産物瓶詰 ② 果実飲料 ③ 農産物缶詰及び農産物瓶詰

(2) 生産情報公表農産物